

松井証券ポイントサービス利用規約

第1条（規約の趣旨）

この規約は、お客様と松井証券株式会社（以下「当社」といいます。）の間の、「松井証券ポイント」（以下「ポイント」といいます。）に係るサービス（松井証券ポイントサービス。以下「本サービス」といいます。）に関する取り決め（以下「本規約」といいます。）です。

2. 本規約に定めのない事項は、松井証券取引規程、投資信託口座取引規程、法人口座取引規程または本サービスに係る提携会社等が定める規約等によるものとします。

第2条（サービス利用条件）

以下の基準をすべて満たすお客様は、本サービスを利用することができます。

- (1) 松井証券口座を開設していること
- (2) 本規約の内容を理解し、同意していること

第3条（ポイントの発行）

お客様が、ポイント発行の対象として当社が定める取引を行った場合、当社はお客様に対して、その取引状況に応じてポイントを発行します。

2. 前項の場合、発行の条件、発行するポイント数またはその計算方法、発行するポイントの有効期間および発行時期等の詳細は、当社が定めるものとします。

3. お客様が提携カード等を利用した場合、当社はお客様に対して、その利用状況に応じてポイントを発行します。

4. 前項の場合、発行の条件、発行するポイント数またはその計算方法、発行するポイントの有効期間および発行時期等の詳細は、当社または提携カードの発行会社等が定めるものとします。

5. 第2項および前項の発行の条件、発行するポイント数またはその計算方法、発行するポイントの有効期間および発行時期等の詳細は、変更されることがあります。

6. 第1項および第3項の定めにかかわらず、ポイント発行の対象となる取引が成立した後、当該取引が取り消され、もしくはその内容が変更された場合、またはその他当社がポイントを発行しないことが適当と判断する事由があった場合は、当社は当該取引にかかるポイントを発行しません。また、既に発行したポイントは取り消されるものとし、別の取引について発行するポイントから取り消すポイントを差し引くことができるものとします。

第4条（ポイントの利用）

お客様は投資信託口座取引規程に従い、当社が定める投資信託の購入にポイントを利用することができます。

2. お客様は当社が定める条件および方法により、ポイントを当社が選定する商品、ギフト

券、その他特典に交換することができます。

3. 前項の当社が定める条件および方法、ならびに当社が選定する商品、ギフト券、その他特典は、変更されることがあります。

第5条（ポイントの失効およびポイント利用の取消）

次の各号のいずれかに該当した場合、お客様のポイントは失効し、または前条のポイント利用の申込みは取り消されるものとします。

- (1) ポイントの有効期間が経過したとき
- (2) お客様の松井証券口座が閉鎖されたとき
- (3) お客様、お客様の役職員またはお客様の代理人等が暴力団員、暴力団関係者、または総会屋等の社会的公益に反する者であると判明したとき
- (4) 第9条第4項の定めによりコードが失効したとき

2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社はおお客様のポイントを失効させ、または前条のポイント利用の申込みを取り消すことができるものとします。

- (1) お客様が松井証券取引規程、当社の定める取引ルール、もしくは法令等に違反した場合、または不正な取引を行うことを目的として当社口座の利用を行っていることが判明した場合、あるいはお客様が当社に対する債務の履行を怠ったとき
- (2) お客様の破産手続、再生手続、会社更生手続または特別清算が開始の申し立てがあったとき
- (3) 当社が本サービスを終了したとき
- (4) その他当社がポイントを失効させる、またはポイント利用の申込みを取り消すことが必要と判断し、お客様に対して通知した場合

第6条（ポイント利用後のポイントの取消）

お客様がポイントを利用した後に、本規約に基づきポイントが取り消された場合は、ポイント利用の対象となる取引または特典への交換が取消または保留されることがあります。また、ポイント取消の結果、お客様のポイントに残高不足が生じた場合、お客様は、別途定める方法により換算したポイント不足分に相当する金額を直ちに当社に支払うものとします。

第7条（譲渡等の禁止）

本サービスの利用に関するお客様の地位および権利義務は、松井証券口座の名義人であるお客様にのみ帰属し、お客様は当社の同意なく第三者に対して譲渡し、担保にし、または相続させることができないものとします。

第8条（他社ポイントからポイントへの交換）

お客様は、当社が指定する提携会社が発行するポイント（以下「他社ポイント」といいます。）

を保有している場合、他社ポイントをポイントに交換することができます。

2. 当社はいかなる場合でも、前払式支払手段（資金決済に関する法律に定める「前払式支払手段」をいいます。以下同じ。）との交換ではポイントを発行しません。
3. 交換に必要な他社ポイント数、ポイント交換の条件、方法および有効期間等は当社および提携会社が定めるものとします。
4. 前項の交換に必要な他社ポイント数、ポイント交換の条件、方法および有効期間等について、当社および提携会社はこれらをいつでも新規設定、変更または終了させることができます。また、提携会社との提携解消、その他の事情によりお客様から交換の申し出のあった交換を提供できないことがあります。
5. 当社は、前項に定める事由によりお客様に何等かの不利益が生じたとしても、それについて補償せず、一切の責任を負いません。
6. お客様が他社ポイントをポイントへ交換した場合には、本規約に同意したものとします。
7. お客様は、当社または提携会社に責任がある場合を除き、ポイントへの交換後にその取り消しをすることはできません。

第9条（ポイント発行のためのコードの取扱い）

1. ポイント発行のためのコード（当社または提携会社等を通じて発行されたもの）を発行されたお客様は、当社にコードを提示することによって、ポイントへの交換を行うものとします。
2. コードに有効期間がある場合、有効期間が経過したコードは失効し、ポイントへの交換はできないものとします。
3. お客様は、以下の行為は行ってはならないものとします。
 - (1) 保有するコードを第三者（当社または提携会社の会員も含みます）に譲渡等する行為および第三者に発行されたコードを使用してポイントに交換する行為
 - (2) コードを偽造、変造その他不正に作成または変更する行為
 - (3) コードを販売、換金する行為およびその他当社が不適切と判断する行為
4. 前項各号の行為に係るコードおよび、その他当社が失効の必要があると判断したコードは失効するものとします。

第10条（免責事項）

当社は次に掲げるいずれかに該当する場合、お客様に通知することなく本サービスの提供を停止することができるものとします。

- (1) 当社または業務委託先にシステム障害が生じた場合
 - (2) その他、やむを得ない事由により当社が必要と認める場合
2. 当社は前項各号のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなくお客様の第4条のポイント利用の申込みを取り消すことができるものとします。

3. 前 2 項の場合に生じたお客様の損害について、当社は一切その責を負わないものとします。ただし、当社の故意または重過失がある場合にはこの限りではありません。

第 11 条（サービスの変更・終了）

当社は事前の予告なく本サービスの内容を変更、または本サービスを終了する場合があります。

第 12 条（本規約の改定）

本規約の改定に関しては、松井証券取引規程の定めを準用します。

以上
2025 年 4 月